子ども手当制度が始まりました

子ども手当制度が始まりました

子ども手当は、次代の社会を担う子どもの健やかな育ちを社会全体で応援するため、中学校修了までの子ども1人につき月額1万3千円を親などに支給する制度です。

支給月

6月・10月・2月（手当のお支払いは、口座振り込みとなります。）

今後の申請手続き

①児童手当を受給している場合

自動的に子ども手当へ継続されます。手続きは必要ありません。

②児童手当を受給中で中学2年生、3年生の児童がいる場合

中学生分の「額改定請求書」の申請が必要です。

③児童手当を所得制限により受給されていない場合

「認定請求書」の申請が必要です。

④現在中学2年生、3年生の児童のみがいる場合

「認定請求書」の申請が必要です。

⑤公務員の場合

児童手当と同じく職場での受給となります。

申請に必要なもの

・健康被保険者証の写しなど（国民年金加入の方は必要ありません）

・申請者名義の預金通帳など

・この他、必要に応じて提出する書類があります。

※申請受付後、受給資格などを審査のうえ、認定通知書（または額改定通知書）を送付いたします。平成22年4月1日現在中学校修了までの子どもの育があった方は、平成22年9月30日までに申請があった場合、4月分よりお支払いできます。

また、公務員の方は、勤務先での手続きとなりますので、勤務先にご確認ください。

※子ども手当の受給資格者は、子どもを監護し、かつ、生計を同一にする父または母などです。父母に養育されていない子どもについては、子どもを監護し、かつ、生計を維持する方となります。

※子ども手当制度の開始に伴い、4月以降、原則として児童手当は支給されませんが、児童手当の受給資格者については、6月に限り、平成22年2月分と3月分の児童手当が支給されます。

詳しくは、市役所児童家庭課☎443－1693へ。

子ども手当の趣旨にご理解を

子ども手当は、次代の社会を担う子どもの健やかな育ちを応援するという趣旨のもとに支給するものです。子ども手当を受給された方には、子ども手当の趣旨に従って、子ども手当を用いなければならない責務が法律上定められています。

子どもの育ちに係る費用である学校給食費や保育料等などを滞納しながら、子ども手当が子どもの健やかな育ちと関係のない用途に用いられることは、法の趣旨にそぐいません。

第15回 八街市民音楽祭

市内の各中学校・高等学校の吹奏楽や合唱部、市内で活躍している吹奏楽団や合唱サークルが、日ごろの練習の成果を披露します。

とき　5月16日(日)
開場：正午
開式：午後0時30分

ところ　市中央公民館

出演団体（順不同）
八街中学校（吹奏楽部・合唱部）、八街中央中学校（吹奏楽部）、八街南中学校（吹奏楽部）、八街北中学校（吹奏楽部）、千葉黎明高等学校（吹奏楽部）、音葉ウインド・オーケストラ、八街市ウインド・シンフォニア、コールひまわり、そよかぜ、八街女声コーラス、八街少年少女合唱団

※入場無料

※駐車場に限りがありますので、ふれあいバスなどの公共交通機関をご利用ください。また、車で来場される方は、乗り合わせにご協力ください。

なお、臨時駐車場として、八街中央中学校および つくし園駐車場を用意しております。

詳しくは、市教育委員会社会教育課☎443－1464へ。

八街市職員採用試験【一般行政上級】

市では、平成23年4月1日付けで採用する職員の採用試験（第1次試験）を平成22年度印旛郡市職員採用共同試験により実施します。

なお、印旛郡市職員採用共同試験の受験申し込みは、1市町村に限ります。併願が判明した場合は、失格となります。

また、共同試験の申込書などは5月上旬から総務課で配布する予定です。

○採用予定職種および人数
一般行政上級　6人

○受験資格
・昭和50年4月2日から平成元年4月1日までに生まれた方
（学歴は問いません）
・平成元年4月2日以降に生まれた方で、学校教育法に基づく大学（短期大学を除く）を卒業した方（平成23年3月までに卒業する見込みの方を含む）

○第1次試験
（印旛郡市職員採用共同試験）
とき　7月25日(日)
受付　午前8時30分～
試験　午前10時～
ところ　東京学館高等学校（印旛郡酒々井町伊篠21番地）

○第2次試験
第1次試験合格者に通知します

○受付期間
6月7日～6月18日
午前9時～午後5時
（土曜・日曜日を除く）

※郵送の場合は6月18日消印有効

詳しくは、市役所総務課☎443－1113へ。

八街市職員採用試験【保健師】

市では、今年度中に採用する職員の採用試験を次のとおり実施します。

○採用予定職種および人数
・保健師　1人

○受験資格
昭和49年4月2日から平成元年4月1日までに生まれた方で、保健師の資格を有する方で、本年中から職務に従事することができる方。
※地方公務員法第16条に該当する方は受験できません。

○試験日（第1次試験）
とき　6月27日(日)
受付　午前9時～9時30分
試験　午前10時～
ところ　八街市役所
※第2次試験は、第1次試験合格者に通知します。

○受付期間
5月10日～31日
午前9時～午後5時
（土曜・日曜日を除く）
※郵送の場合は、5月31日(月)の消印有効。

○申込先
〒289－1192
八街市八街ほ35番地29
八街市役所総務課

○その他
・申込書などは総務課で配布しています。
※試験案内や申込書などは、市ホームページからダウンロードできます。なお、メールでの申込書の提出は、受け付けることができませんのでご注意ください。
詳しくは、市役所総務課☎443－1113へ。

八街市議会6月定例会のお知らせ

八街市議会6月定例会は、5月31日(月)から6月17日(木)までの日程で行われる予定です。

○一般質問日程　6月2日(水)・3日(木)・4日(金)　午前10時～

詳しくは、市議会事務局☎443－1482へ。

八街市汚水適正処理構想に皆さんのご意見を

市では、八街市内全域を対象とした、汚水処理の基本構想作成を進めていて、この度市民の皆さんから広くご意見をお伺いするため、パブリックコメント手続きを実施します。

この汚水適正処理構想（原案）は、八街市内各地域の汚水処理を将来的にどういった方法で整備していくのかを計画するものです。

パブリックコメント手続きとは

市が重要な施策などを立案する際に、その案と関連資料などを広く市民の皆さんに公表し、そのことについてご意見をいただくとともに、いただいたご意見を案にいかせるかどうかを検討しその見解を公表するものです。

○意見を募集する内容
八街市汚水適正処理構想（原案）

○募集期間　5月6日～19日

○閲覧場所
市役所下水道課、市中央公民館、市ホームページ

○応募資格
・市内に在住、在勤または在学の方
・市内に事務所・事業所がある方

○意見の提出方法
市役所下水道課へ書面による直接提出、または郵送、FAX、電子メールのいずれかで提出してください。
・申込先
〒289－1192
八街市八街ほ35番地29
八街市役所下水道課
FAX 442－6416
メールアドレス
gesuido@city.yachimata.lg.jp

提出されたご意見について、個別の回答は行いません。

個人情報に関する内容を除く意見の要旨やこれに対する市の見解などを市役所ホームページなどで公表する予定です。（類似する意見は集約します。）

※意見提出（郵送）の際の留意事項
封書前面に「八街市汚水適正処理構想（案）に対する意見」と記入してください。

詳しくは、市役所下水道課☎443－1440へ。

生ごみ処理容器等の購入費補助金

この補助制度は、各家庭から出る生ごみを肥料化し再利用するために、生ごみ処理容器などを購入、かつ、設置した方に対して補助金を交付し、ごみの減量化を促進することを目的としています。

補助対象の機器

①生ごみ処理容器
微生物を利用して生ごみを発酵分解し、生ごみの容量を減少させ、堆肥化させるもの。
・補助基数　1世帯2基
・補助金額
購入費（消費税を除く）の2分の1【上限　3000円】

②生ごみ処理機
機械式に生ごみの水分調節などを行い、生ごみの容量を減少させ、堆肥化させるもの。
・補助基数　1世帯1基
・補助金額
購入費（消費税を除く）の2分の1【上限25000円】

補助金交付要件
・市内に住所があり、現在も住んでいる方
・生ごみ処理容器などを設置する場所がある方
・市税を滞納していない方
・肥料化された生ごみを自ら処理できる方

申請に必要なもの
印鑑、領収書（写し）、保証書（写し）、カタログ、補助金の振込先のわかるもの（世帯主のもの）
市税の納税証明書

※購入後に必要な書類を添えて交付申請書を提出してください。

ただし、クレジットカードを使って購入された方の補助金の振り込みは、通帳にその支払いの記帳がされてからとなります。

詳しくは、市役所環境課☎443－1406へ。